

**静岡県観光公式サイト「ハローナビしずおか」改修業務委託
企画提案募集要領**

1 事業の概要

(1) 業務名

静岡県観光公式サイト「ハローナビしずおか」改修業務

(2) 業務の内容及び満たすべき要件

静岡県観光公式サイト「ハローナビしずおか」改修業務委託仕様書に記載のとおり

(3) 実施期間

契約締結日から令和8年6月30日（火）まで

ただし、次の2期に分けてそれぞれの業務を行うものとする。

※第1期：契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

サイト全体のシステム構築、主要コンテンツの移行、サイト公開

第2期：令和8年4月1日（水）から令和8年6月30日（火）まで

一部機能（写真コンテスト機能等）追加、一部コンテンツ移行

(4) 契約限度額

本契約にかかる限度額：20,000,000円（税込）

2 応募に係る資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす法人を対象とする。

(1) 法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 静岡県から入札参加資格の停止措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者という。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又は法人の支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等の提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 応募手続

(1) 質問

企画提案に参加するにあたり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き質問書（別紙様式1）を公益社団法人静岡県観光協会（以下、「協会」という。）宛に E-mail により提出すること。

提出期限：令和7年8月20（水）正午

送付先：(E-mail) kokunai_1@shizuoka-tourism.or.jp

回答方法：令和7年8月22日（金）までに、静岡県観光公式サイト「ハローナビしずおか」に掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(2) 参加申込

企画提案への参加を希望する者は、参加表明書（別紙様式2）を作成し、協会宛に E-mail により提出すること。

提出期限：令和7年8月25日（月）正午

送付先：(E-mail) kokunai_1@shizuoka-tourism.or.jp

なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合には、令和7年8月28日（木）正午までに、辞退の旨を E-mail にて表明すること。

(3) 企画提案書等の提出

次の提出物①～⑤を作成し、協会に持参または郵送（書留郵便に限る）するとともに、E-mail にて PDF ファイルを送信すること。

提出期限：令和7年9月1日（月）17時

提出物：

- ① 企画提案書（正本1部、副本7部）※詳細は別紙1のとおり
- ② 提案者の概要またはパンフレット8部
- ③ 見積書（正本1部、副本7部）
- ④ サーバの構築及び第1期運用保守管理にかかる見積書（正本1部、副本7部）
- ⑤ 次年度の運用保守管理にかかる見積書（正本1部、副本7部）

提出先：公益社団法人静岡県観光協会 国内マーケティング課（担当：菅原）

所在地：〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル2階

電話：054-202-5595

送 付 先 : (E-mail) kokunai_1@shizuoka-tourism.or.jp

(4) 応募に係る留意事項

ア 応募件数

1 者が応募する件数の上限は 1 件までとする。

イ 応募書類の返却

応募書類は、原則として返却しない。

ウ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

エ 企画提案書等の無効

提出書類について、記載漏れ、虚偽の記載、不整合がある場合は、企画提案書等を無効とすることがある。

オ その他

応募者が 5 者を超えた場合は、書面による審査を行い、ヒアリング審査対象者を選定することとし、別途、事務局より連絡する。

(5) プレゼンテーション（ヒアリング審査）

ヒアリング審査対象者に選定されたものを対象にヒアリング審査を実施し、契約候補者を特定する。ヒアリングでは、別添に掲げる審査項目及び内容に基づき評価の上、審査委員の協議により契約候補者を特定する。

ヒアリング審査は提案書により行い、別資料による説明は認めない。

実施日時：令和 7 年 9 月 8 日（月）午後

開始時刻については、別途 E-mail にて各提案者に通知する。

実施場所：水の森ビル 2 階共用会議室（静岡市駿河区南町 14-1）

所要時間：各提案者 30 分程度を予定（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分）

参加可能な人数：原則、業務責任者を含む 3 名程度とする。

選定結果の通知：契約候補者に対しては、9 月 10 日（水）までに E-mail にて通知するとともに、契約候補者の名称等を静岡県観光公式サイト「ハローナビしずおか」に掲載する。

また、契約候補者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を同日までに通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

4 契約の締結

(1) 契約の方法

契約候補者は、協会と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と協会との協議により最終的に決定する。

(2) 契約保証金

過去に同様の業務を官公庁等と契約した実績があると認められた場合は、契約保

証金は免除する。

5 支払条件

業務委託料の支払いについては業務完了確認後の精算払とする。ただし、第1期の業務完了確認後、令和8年4月30日（木）までに1回目の支払いを行うものとし、第2期の業務完了確認後、令和8年7月31日（金）までに2回目の支払いを行うものとする。

6 その他

（1）著作権等

本業務により作成した成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は協会に帰属するものとする。

（2）秘密保持等

- ・本企画提案への参加により、協会から知り得た情報は他者に漏らしてはならない。
- ・静岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年静岡県条例第52号）及び静岡県情報セキュリティ基本方針に十分留意すること。
- ・万が一、個人情報の漏洩に伴い、協会に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。
- ・秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

7 問合せ先

公益社団法人静岡県観光協会 国内マーケティング課（担当：菅原）

所在地：〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル2階

電 話：054-202-5595

メール：kokunai_1@shizuoka-tourism.or.jp